志摩市総合事業サービスコード　　国基準相当訪問型サービス（志摩市総合事業　現行相当訪問型サービス指定事業者用）

平成30年4月

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位
A2	1111	現行相当訪問型サービス一	訪問型サービス費（Ⅰ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週１回程度）1,168単位			1168	１月につき
A2	1113	現行相当訪問型サービス一・初任	訪問型サービス費（Ⅰ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週１回程度）1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×７０％		818	１月につき
A2	1114	現行相当訪問型サービス一・同一	訪問型サービス費（Ⅰ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週１回程度）1,168単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×９０％	1051	１月につき
A2	1115	現行相当訪問型サービス一・初任・同一	訪問型サービス費（Ⅰ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週１回程度）1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×７０％	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×９０％	736	１月につき
A2	2111	現行相当訪問型サービス一日割	訪問型サービス費（Ⅰ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週１回程度）38単位			38	1日につき
A2	2113	現行相当訪問型サービス一日割・初任	訪問型サービス費（Ⅰ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週１回程度）38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×７０％		27	1日につき
A2	2114	現行相当訪問型サービス一日割・同一	訪問型サービス費（Ⅰ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週１回程度）38単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×９０％	34	1日につき
A2	2115	現行相当訪問型サービス一日割・初任・同一	訪問型サービス費（Ⅰ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週１回程度）38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×７０％	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×９０％	24	1日につき
A2	1211	現行相当訪問型サービス二	訪問型サービス費（Ⅱ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週２回程度）2,335単位			2335	１月につき
A2	1213	現行相当訪問型サービス二・初任	訪問型サービス費（Ⅱ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週２回程度）2,335単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×７０％		1635	１月につき
A2	1214	現行相当訪問型サービス二・同一	訪問型サービス費（Ⅱ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週２回程度）2,335単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×９０％	2102	１月につき
A2	1215	現行相当訪問型サービス二・初任・同一	訪問型サービス費（Ⅱ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週２回程度）2,335単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×７０％	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×９０％	1472	１月につき
A2	2211	現行相当訪問型サービス二日割	訪問型サービス費（Ⅱ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週２回程度）77単位			77	1日につき
A2	2213	現行相当訪問型サービス二日割・初任	訪問型サービス費（Ⅱ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週２回程度）77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×７０％		54	1日につき
A2	2214	現行相当訪問型サービス二日割・同一	訪問型サービス費（Ⅱ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週２回程度）77単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×９０％	69	1日につき
A2	2215	現行相当訪問型サービス二日割・初任・同一	訪問型サービス費（Ⅱ）(独自)	事業対象者・要支援１・２（週２回程度）77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×７０％	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×９０％	49	1日につき
A2	2321	現行相当訪問型サービス三日割	訪問型サービス費（Ⅲ）(独自)	事業対象者・要支援２（週２回を超える程度）3,704単位			3704	１月につき
A2	2323	現行相当訪問型サービス三日割・初任	訪問型サービス費（Ⅲ）(独自)	事業対象者・要支援２（週２回を超える程度）3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×７０％		2593	１月につき
A2	2324	現行相当訪問型サービス三日割・同一	訪問型サービス費（Ⅲ）(独自)	事業対象者・要支援２（週２回を超える程度）3,704単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×９０％	3334	１月につき
A2	2325	現行相当訪問型サービス三日割・初任・同一	訪問型サービス費（Ⅲ）(独自)	事業対象者・要支援２（週２回を超える程度）3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×７０％	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×９０％	2334	１月につき
A2	1321	現行相当訪問型サービス三	訪問型サービス費（Ⅲ）(独自)	事業対象者・要支援２（週２回を超える程度）122単位			122	1日につき
A2	1323	現行相当訪問型サービス三・初任	訪問型サービス費（Ⅲ）(独自)	事業対象者・要支援２（週２回を超える程度）122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×７０％		85	1日につき
A2	1324	現行相当訪問型サービス三・同一	訪問型サービス費（Ⅲ）(独自)	事業対象者・要支援２（週２回を超える程度）122単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×９０％	110	1日につき
A2	1325	現行相当訪問型サービス三・初任・同一	訪問型サービス費（Ⅲ）(独自)	事業対象者・要支援２（週２回を超える程度）122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合　×７０％	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　×９０％	77	1日につき
A2	4001	現行相当訪問型サービス初回加算	初回加算			200　単位加算	200	1月につき
A2	4002	現行相当訪問型サービス生活機能向上加算	生活機能向上加算			100　単位加算	100	1月につき
A2	6269	現行相当訪問型サービス処遇改善加算一	介護職員処遇改善加算		(1)処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の　137/1000加算		1月につき
A2	6270	現行相当訪問型サービス処遇改善加算二	介護職員処遇改善加算		(2)処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の　100/1000加算		1月につき
A2	6271	現行相当訪問型サービス処遇改善加算三	介護職員処遇改善加算		(3)処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の　55/1000加算		1月につき
A2	6273	現行相当訪問型サービス処遇改善加算四	介護職員処遇改善加算		(4)処遇改善加算（Ⅳ）	(3)で算定した単価数の　90%加算		1月につき
A2	6275	現行相当訪問型サービス処遇改善加算五	介護職員処遇改善加算		(5)処遇改善加算（Ⅴ）	(3)で算定した単価数の　80%加算		1月につき
A2	8000	現行相当訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の　15%　加算		１月につき
A2	8001	現行相当訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算			所定単位数の　15%　加算		1日につき
A2	8100	現行相当訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の　10%　加算		１月につき
A2	8101	現行相当訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の　10%　加算		1日につき
A2	8110	現行相当訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の　5%　加算		１月につき
A2	8111	現行相当訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の　5%　加算		1日につき

志摩市総合事業サービスコード　　志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業　基準緩和型訪問サービス指定事業者用）　　平成30年4月

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			給付率	単位数	算定単位
A3	1001	訪問型サービスＡ－１（１割負担）	訪問型サービスＡ－	1回233単位 要支援1：週1回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2：週2回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者：原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	233	1回につき
A3	1002	訪問型サービスＡ－２（２割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	233	
A3	1003	訪問型サービスＡ－３（給付制限）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：給付制限対象の利用者が利用する場合に使用	70%	233	
A3	1004	訪問型サービスＡ二１（短時間／１割負担）	訪問型サービスＡ二	1回116単位 要支援1：週２回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週４回 要支援2：週４回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週６回 事業対象者：原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	116	1回につき
A3	1005	訪問型サービスＡ二２（短時間／２割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	116	
A3	1006	訪問型サービスＡ二３（短時間／給付制限）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：給付制限対象の利用者が利用する場合に使用	70%	116	
A3	1007	訪問型サービスＡ三１（シルバー／１割負担）	訪問型サービスＡ三	1回120単位 要支援1：週1回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2：週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者：原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	120	1回につき
A3	1008	訪問型サービスＡ三２（シルバー／２割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	120	
A3	1009	訪問型サービスＡ三３（シルバー／給付制限）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：給付制限対象の利用者が利用する場合に使用	70%	120	
A3	1010	訪問型サービスＡ四１（買物支援／１割負担）	訪問型サービスＡ四	1回120単位 週1回	シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	120	1回につき
A3	1011	訪問型サービスＡ四２（買物支援／２割負担）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	120	
A3	1012	訪問型サービスＡ四３（買物支援／給付制限）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：給付制限対象の利用者が利用する場合に使用	70%	120	
A3	1013	訪問型サービスＡ－１初回加算（１割負担）	訪問型サービスＡ－初回加算	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：1割負担の利用者が利用する場合に使用		90%	200	1月につき
A3	1014	訪問型サービスＡ－２初回加算（２割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：2割負担の利用者が利用する場合に使用		80%	200	
A3	1015	訪問型サービスＡ－３初回加算（給付制限）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：給付制限対象の利用者が利用する場合に使用		70%	200	
A3	1016	訪問型サービスＡ二１初回加算（短時間／１割負担）	訪問型サービスＡ二初回加算	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：1割負担の利用者が利用する場合に使用		90%	200	1月につき
A3	1017	訪問型サービスＡ二２初回加算（短時間／２割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：2割負担の利用者が利用する場合に使用		80%	200	
A3	1018	訪問型サービスＡ二３初回加算（短時間／給付制限）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：給付制限対象の利用者が利用する場合に使用		70%	200	
A3	1019	訪問型サービスＡ三１初回加算（シルバー／１割負担）	訪問型サービスＡ三初回加算	シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：1割負担の利用者が利用する場合に使用		90%	120	1月につき
A3	1020	訪問型サービスＡ三２初回加算（シルバー／２割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：2割負担の利用者が利用する場合に使用		80%	120	
A3	1021	訪問型サービスＡ三３初回加算（シルバー／給付制限）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：給付制限対象の利用者が利用する場合に使用		70%	120	
A3	1052	訪問型サービスＣ	訪問型サービスＣ	1回500単位 週１回　３ヶ月１クール	訪問型サービスＣ（短期集中訪問型サービス）を利用する際に使用	100%	500	1回につき
A3	1053	訪問型サービスＣ初回加算	訪問型サービスＣ初回加算		訪問型サービスＣ（短期集中訪問型サービス）の初回加算を付ける際に使用　300　単位加算	100%	300	1月につき

志摩市総合事業サービスコード　　志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業　基準緩和型訪問サービス指定事業者用）　　平成30年4月

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				給付率	単位数	算定単位
A3	1022	訪問型サービスＡ－１処遇改善加算一（１割負担）	訪問型サービスＡ－処遇改善加算	(1)処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	90%	31	1回につき
A3	1023	訪問型サービスＡ－１処遇改善加算二（１割負担）		(2)処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	90%	23	
A3	1024	訪問型サービスＡ－１処遇改善加算三（１割負担）		(3)処遇改善加算(Ⅲ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	90%	12	
A3	1025	訪問型サービスＡ－１処遇改善加算四（１割負担）		(4)処遇改善加算(Ⅳ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：1割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	90%	10	
A3	1026	訪問型サービスＡ－１処遇改善加算五（１割負担）		(5)処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：1割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	90%	9	
A3	1027	訪問型サービスＡ－２処遇改善加算一（２割負担）	訪問型サービスＡ－処遇改善加算	(1)処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	80%	31	1回につき
A3	1028	訪問型サービスＡ－２処遇改善加算二（２割負担）		(2)処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	80%	23	
A3	1029	訪問型サービスＡ－２処遇改善加算三（２割負担）		(3)処遇改善加算(Ⅲ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	80%	12	
A3	1030	訪問型サービスＡ－２処遇改善加算四（２割負担）		(4)処遇改善加算(Ⅳ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：２割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	80%	10	
A3	1031	訪問型サービスＡ－２処遇改善加算五（２割負担）		(5)処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：２割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	80%	9	
A3	1032	訪問型サービスＡ－３処遇改善加算一（給付制限）	訪問型サービスＡ－処遇改善加算	(1)処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：給付制限対象の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	70%	31	1回につき
A3	1033	訪問型サービスＡ－３処遇改善加算二（給付制限）		(2)処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：給付制限対象の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	70%	23	
A3	1034	訪問型サービスＡ－３処遇改善加算三（給付制限）		(3)処遇改善加算(Ⅲ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：給付制限対象の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	70%	12	
A3	1035	訪問型サービスＡ－３処遇改善加算四（給付制限）		(4)処遇改善加算(Ⅳ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：給付制限対象の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	70%	10	
A3	1036	訪問型サービスＡ－３処遇改善加算五（給付制限）		(5)処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：給付制限対象の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	70%	9	
A3	1037	訪問型サービスＡ二１処遇改善加算一（短時間／１割負担）	訪問型サービスＡ二処遇改善加算	(1)処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	90%	15	1回につき
A3	1038	訪問型サービスＡ二１処遇改善加算二（短時間／１割負担）		(2)処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	90%	11	
A3	1039	訪問型サービスＡ二１処遇改善加算三（短時間／１割負担）		(3)処遇改善加算(Ⅲ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	90%	6	
A3	1040	訪問型サービスＡ二１処遇改善加算四（短時間／１割負担）		(4)処遇改善加算(Ⅳ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：1割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	90%	5	
A3	1041	訪問型サービスＡ二１処遇改善加算五（短時間／１割負担）		(5)処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅴ：1割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	90%	4	

志摩市総合事業サービスコード　　志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業　基準緩和型訪問サービス指定事業者用）　　平成30年4月

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				給付率	単位数	算定単位
A3	1042	訪問型サービスＡ二２処遇改善加算一（短時間／２割負担）	訪問型サービスＡ二処遇改善加算	(1)処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	80%	15	1回につき
A3	1043	訪問型サービスＡ二２処遇改善加算二（短時間／２割負担）		(2)処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	80%	11	
A3	1044	訪問型サービスＡ二２処遇改善加算三（短時間／２割負担）		(3)処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：２割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	80%	6	
A3	1045	訪問型サービスＡ二２処遇改善加算四（短時間／２割負担）		(4)処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：２割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	80%	5	
A3	1046	訪問型サービスＡ二２処遇改善加算五（短時間／２割負担）		(5)処遇改善加算（Ｖ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ｖ：２割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	80%	4	
A3	1047	訪問型サービスＡ二３処遇改善加算一（短時間／給付制限）	訪問型サービスＡ二処遇改善加算	(1)処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：給付制限対象の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	70%	15	1回につき
A3	1048	訪問型サービスＡ二３処遇改善加算二（短時間／給付制限）		(2)処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：給付制限対象の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	70%	11	
A3	1049	訪問型サービスＡ二３処遇改善加算三（短時間／給付制限）		(3)処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：給付制限対象の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	70%	6	
A3	1050	訪問型サービスＡ二３処遇改善加算四（短時間／給付制限）		(4)処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ⅳ：給付制限対象の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の90%加算	70%	5	
A3	1051	訪問型サービスＡ二３処遇改善加算五（短時間／給付制限）		(5)処遇改善加算（Ｖ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Ｖ：給付制限対象の利用者の場合に使用	(3)で算定した単価数の80%加算	70%	4	